

## 令和4年度における水田活用の促進について

令和3年9月  
滋賀県農業再生協議会

平成30年産からの「新たな米政策」のもと、本県においては、令和4年度も引き続き、主食用米をはじめ麦・大豆、非主食用米、高収益作物等について、需要の確保とともに契約に基づく生産と安定供給を推進することとします。

さらに、農地の生産力を最大限引き出すとともに、農業者の所得の最大化に向け、マーケットインや適地適作の視点に立ち、主食用米だけでなく、麦・大豆、非主食用米、高収益作物等について、経営のリスク分散や農業者の所得向上が実現できる栽培品目・導入技術等を市町農業再生協議会および関係機関・団体が提案し、農業者自らが考え実践する生産体制づくりを進めます。

### 1. 主食用米の安定生産

全国の主食用米の需要実績は年間約10万トンペースで減少し、さらに、コロナ禍により需要が変化する中、水田農業を基幹とする本県農業の持続的な発展に向け、関係機関・団体が事前契約（播種前契約、複数年契約等）とその履行を着実に進めることにより、産地として信頼される需給関係の構築に努めます。

また、マーケットインの視点に立った米づくりを基軸とする「近江米生産・流通ビジョン（平成30年3月、近江米振興協会）」を今後の本県の生産・流通の方向性を示す基本方針とし、全国に占める近江米の需要量シェアの維持・向上および農業者の所得の確保に向けて以下の取組を進めることとします。

- ① 農業者に対しては、「実需者等から求められる米」をしっかりと生産し供給するため、事前契約に基づいた生産を基本にするとともに、集荷団体等との出荷契約があるものを優先し、確実に履行（出荷）されるよう推進します。
- ② 集荷業者に対しては、卸売業者や実需者等が求める品種や用途等の情報を把握するとともに、農業者に対する情報提供や作付提案を行い、事前契約による実需者との結び付きの強化が図られるよう推進します。
- ③ 家庭用については、消費者への訴求力を高め、需要の拡大が図れるよう、食味ランキングにおける「コシヒカリ」「みずかがみ」の「特A」の取得をはじめ、「環境こだわり米」の比率を高めるとともに、その象徴となる「オーガニック近江米」等特色ある米づくりやGAP等の取組による安全・安心な米づくりを進めます。
- ④ 業務用については、コロナ禍における需要動向を注視しながら、実需者の意向を踏まえるとともに、農業者の所得の最大化が図れるよう、低コストによる多収栽培等の取組を進めます。

## 2. 需要に応じた麦・大豆等の生産性の向上

播種時期を目前に控えた麦については、小麦「びわほなみ」、小粒大麦「ファイバースノウ」等実需者の評価に沿った新品種の導入を進めてきたところですが、令和3年8月に書面開催された「令和3年度滋賀県麦民間流通地方連絡協議会」により販売予定数量および購入希望数量の合意が図られたことから、その結果を踏まえ、播種前契約数量に基づく面積（別紙）に従って確実に作付けが行われるよう推進するものとします。

大豆は、播種時期の気象条件により生産が不安定なことから300A技術を推進するとともに、新品種「ことゆたかA1号」への転換を進めます。

作付けにあたっては、生産性の向上が図られるよう、ブロックローテーションによる麦あとの高度利用を基本に、栽培ほ場の団地化等集落による農地利用調整を適切に行うとともに、排水対策の徹底や基本技術（土づくり、適期播種、適期防除、雑草対策等）を励行するよう進めます。

さらに、麦あと水田については、大豆の他、ソバや野菜等の作付けによる高度利用を進め、水田の有効活用による所得向上が図られるよう推進します。

## 3. 野菜等の高収益作物の作付推進

都市近郊で消費地に近い立地条件や担い手による水田農業経営の展開等、本県の特徴を活かしつつ、コロナ禍での需要の変化を注視しながら、実需者との結び付きの中で、野菜や果樹、花き等高収益が期待できる園芸作物の生産拡大を進めます。

県内で作付けが増えている加工業務用タマネギ、キャベツ等については、低コスト省力化や生産性向上を図るため、JAを核とした機械・施設の導入や複数産地の広域化による生産拡大を進めます。また、水田の有効活用による農業所得の向上を図るため、直売所等に出荷可能な品目については環境こだわり栽培への誘導等を進めます。

## 4. 非主食用米の取組推進と不作付地の解消等

水田の有効利用を図るための重要な品目と位置づけ、調整水田や保全管理等の不作付地、集団栽培が定着していない地域や麦・大豆等の栽培が適さない地域において、非主食用米（加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、輸出用米他）および備蓄米をいう。）のそれぞれの需要量や特性を踏まえた作付けを推進し、不作付地の解消や発生防止に努めるものとします。

作付けにあたっては、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき多収品種に認定された「吟おうみ」をはじめ、一般品種と比べ収量が多い品種を低コストで生産するなどの取組を進めます。

なお、麦が播種前契約に基づき播種されることから、主食用米の作付調整は、非主食用米を中心に進めることとします。

## 5. 令和4年産米の生産目標等

平成28年12月に決定した「平成30年産米以降における米の生産調整の取組方針」、令和3年7月に実施した市町農業再生協議会との意見交換を踏まえ、当協議会から各市町農業再生協議会別の生産目標を提示することとします。

なお、農業者（産地）の主体的な取組による需要に応じた生産をより一層推進する観点から、令和4年産米以降、生産目標の名称と提示する数値を以下のとおり変更することとします。

(1) 名称 「生産目標（生産の目安）」

(2) 提示の数値<sup>※1</sup> 「生産目標（生産の目安）(kg)」<sup>※2</sup>

なお、通知は、国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）が変更される11月頃を予定しています。

※ 1：生産目標（生産の目安）と併せ、農林水産統計に基づく直近7ヵ年の市町別10a当たり収量の中庸5ヶ年の平均値（基準単収）を作柄地帯別の統計補正係数により補正した「補正基準単収」および補正基準単収を用いて算出した「面積換算値」を参考資料として提示します。

※ 2：「生産目標（生産の目安）」および「補正基準単収」は、ふるい目幅1.70mm以上で算定した数量とします。

### 【令和4年産米の滋賀県の生産目標（生産の目安）の算定方法】

国が11月に提示する「基本指針」や滋賀県産米の民間在庫量、需要実績等を勘案して、算出することを基本とします。

### 【令和4年産米の市町農業再生協議会別生産目標（生産の目安）の算定方法】

市町農業再生協議会別の生産目標（生産の目安）は、令和4年産米の本県の「生産目標（生産の目安）」に、市町毎に算出した直近5ヶ年の「市町別水稻収穫量」<sup>※</sup>の中庸3ヶ年の平均値のシェア率を乗じて算出します。

※ 「市町別水稻収穫量」は、農林水産関係市町村別統計に基づく市町別の10a当たり収量に、地方農政局長等が公表した「水田における作付状況」等の市町別主食用米作付面積（属人）を乗じ、年度ごとに算出したもの。

## 令和4年産民間流通麦播種前契約にかかる作付予定面積

集荷団体名	作付予定面積 (単位：h a)
全国農業協同組合連合会滋賀県本部 (A)	7,390
JA レーク滋賀	1,478
JA こうか	405
JA グリーン近江	2,225
JA 滋賀蒲生町	235
JA 東能登川	166
JA 湖東	408
JA 東びわこ	1,088
JA レーク伊吹	529
JA 北びわこ	856
滋賀県主食集荷商業協同組合 (B)	120
合計 (A) + (B)	7,510